株 主 各 位

北海道伊達市長和町467番地2 株式 会 社 ナ ガ ワ 代表取締役社長 髙 橋 修

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月15日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敖 — 具

記

- **1. 日 時** 平成27年6月16日(火曜日)午前10時
- 2.場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2 ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルドC

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第51期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第51期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.nagawa.co.jp/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や金融緩和政策の効果により企業業績や雇用情勢に改善が見られ、景気は全体として緩やかな回復基調でした。しかしながら、新興国の成長鈍化や政情不安、不安定な経済情勢等により依然として不透明要因が残っております。

ユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界におきましては、国の公共投資は社会インフラの改修整備や復旧・復興需要により堅調に推移しており、また、民間設備投資については、大手製造業では増加傾向にあるものの、非製造業及び全産業では減少が見込まれるなど増勢の鈍化が見受けられます。

このような情勢のなか、当社グループは、モジュール・システム建築の技術・ノウハウを活用し工場、倉庫、店舗等の受注を拡大していく一方、ユニットハウスにおいては各工場の生産能力を強化するとともに、島根営業所、神奈川営業所のリニューアルやつくば展示場、西宮展示場の開設等、拡大するレンタル需要ならびに民間設備投資の増加に対応してまいりました。また、今後の業務拡大に対応し、経営効率を高めるため平成26年12月に本社拠点をさいたま市から東京都千代田区丸の内に移転したほか、仙台工場、京都工場の増強工事に着手いたしました。さらに、モジュール・システム建築用簡易見積もりシステムの導入や請求書の電子配信サービスの開始、ファクタリング支払から現金支払への変更ならびにパソコン環境の仮想デスクトップ環境への刷新等、営業支援ツールの充実と業務効率の改善に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は245億2千1百万円(前年同期比1.9%増)、営業利益は37億7千1百万円(前年同期比13.4%増)、経常利益は39億7千7百万円(前年同期比15.3%増)、当期純利益は22億7千9百万円(前年同期比21.4%増)となりました。

セグメント別の概要は次のとおりであります。

なお、従来ユニットハウス事業に集約しておりましたモジュール・システム建築を、経営の一つの柱とすべく、当連結会計年度より社内業績管理区分を見直し、より柔軟な事業経営を行うことといたしました。これに伴い、適切な経営情報を開示するため、当報告セグメントの区分を「ユニットハウス事業」と「モジュール・システム建築事業」に分割し、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(ユニットハウス事業)

ユニットハウス事業におきましては、レンタルにおいては特定地域に一極集中することなく全国的にバランスの取れたレンタル資産配分と備品や付帯工事をセットにした提案営業を継続することにより、レンタル稼動が堅調に推移いたしました。また、受注増加による稼動棟数の増加や単価の持ち直しに加え、新棟販売単価の上昇、中古販売キャンペーンの実施等により売上、利益ともに増加いたしました。

この結果、当事業のセグメント売上高は212億5千万円(前年同期比1.3%増)となりました。また、営業利益は39億1千万円(前年同期比11.2%増)となりました。

(モジュール・システム建築事業)

モジュール・システム建築事業におきましては、従来の小規模建築に強みのあるユニットハウス建築とのシナジー効果等により、新規顧客層への事務所や大型倉庫の完工高が堅調に推移いたしました。一方、海外におきましては、受注拡大をはかるため営業体制の強化に注力してまいりました。この結果、事務所や大型倉庫等モジュール・システム建築の完工高が増加し、当事業のセグメント売上高は18億8千万円(前年同期比7.6%増)となりました。また、営業利益は5千9百万円(前年同期比28.0%増)となりました。

(建設機械レンタル事業)

建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事請負金額に減少傾向が見られるなか、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化による資産効率の向上や固定費の圧縮に努めるとともに、貸与機械の更新に伴う売却を中古市場が高止まりしている時機を見計らって実施いたしました。また、カーコンビニ倶楽部の自動車整備部門の営業推進に注力してまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は13億9千万円(前年同期比3.8%増)となりました。また、営業利益は8千7百万円(前年同期比202.1%増)となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は48億5千1百万円で、その主なものは、貸与資産の取得40億5千5百万円であります。

③ 資金調達の状況

上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡及び譲受の状況 当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (平成24年3月期)	第 49 期 (平成25年3月期)	第 50 期 (平成26年3月期)	第 51 期 (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	24, 839	21, 459	24, 068	24, 521
経常利益(百万円)	4, 266	3, 103	3, 450	3, 977
当期純利益(百万円)	2, 207	1,731	1,876	2, 279
1株当たり当期純利益(円)	145. 43	118. 45	133. 57	163. 88
総 資 産(百万円)	36, 550	35, 247	36, 904	36, 552
純 資 産(百万円)	29, 105	29, 137	30, 171	32, 021
1株当たり純資産額(円)	1, 927. 17	2, 052. 54	2, 168. 16	2, 305. 83

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出し、銭未満は四捨五入 して表示しております。(当該株式数につきましては、自己株式を控除しておりま す。)
 - 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出し、銭未満は四捨五入して表示しております。(当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。)

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社	名	資本金又 は出資金	当 社 の 議決権比率	主 な 事 業 内 容
		百万円	%	
株式会	社 建 販	120	100.0	建設機械・自動車整備及び板金
NAGAWA DO INDÚSTI CONSTR MODULARE	RIA DE UÇÕES	132	99. 9	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設 ユニットハウス原材料の輸出入業務
PT. NAGAWA INTERNA		23	66. 0	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設 ユニットハウス原材料の輸出入業務
NAGAWA (THA I L T	LAND) CO., D.	25	49. 0	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設 ユニットハウス原材料の輸出入業務

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、 原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調が見込ま れますが、新興国の成長鈍化や政情不安及び不安定な経済情勢により依然と して不透明要因が残っております。

ユニットハウス及び建設機械レンタル業界におきましては、業績回復に伴う民間設備投資の回復も期待されますが、引き続き素材価格の上昇懸念や労務費の高止まりによるコスト増加などが見込まれ、経営環境の先行きは依然として下振れ要因を抱えた状況が続くものと予想されます。

このような経営環境のもと当社グループといたしましては、販売については引き続きモジュール・システム建築に注力し、ユニットハウス建築と合わせて低層建築市場の開拓を推進するほか、レンタルについては、M&Aも含め積極的に貸与資産の設備投資を行い、さらなるシェア拡大の推進とともに果敢に新規先への営業攻勢をかけてまいります。また、海外については、ブラジル、インドネシア及びタイにおいてモジュール建築・ユニットハウス建築の受注を推進するとともに、次の進出候補国の選定を進め、継続的に海外事業ネットワークの拡大を推進してまいります。さらに、人材強化及び製造工程のロボット化による生産性の向上や部材の見直しなどにより製造原価の削減に努めるほか、基幹システムの改善などITを活用した業務の迅速化・効率化を図ってまいります。

当社グループの対処すべき課題として、民間企業等の設備投資の早期回収に応えるため、短納期、低コストのモジュール建築・システム建築を中心に低層建築市場の開拓を推進するとともに、建築施工体制の充実を図ります。また、価格競争力を強化するため、引き続き物流配置の最適化を行うほか、貸与資産の修理整備体制の指導強化により運用年数を延ばし、製造ならびに営業コストの長期的削減に努め、WEB上での販売サイト「スーパーハウス・ip」につきましても一層の強化をしてまいります。

さらに、増加・多様化する一般需要向け商品開発と、製品に対する信頼感を一層高めるため製造品質管理の強化を進めるとともに、CSRをはじめコンプライアンスやリスクマネジメントに誠実に取り組むことにより、経営の透明性と健全性を確保し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸及び建設機械・備品。 モジュール建築・システム建築の賃貸・販売を主とした事業を行っておりま す。

(6) 主要な営業所及び工場(平成27年3月31日現在)

① 当社

本店 北海道伊達市長和町467番地2

支店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業所

旭川営業所(北海道上川郡当麻町)

札幌営業所(札幌市東区)

登別営業所(北海道登別市)

伊達営業所(北海道伊達市)

倶知安営業所(北海道虻田郡倶知安町)名古屋支店(名古屋市中村区)

道南営業所(北海道二海郡八雲町)

函館営業所(北海道函館市)

青森営業所(青森県青森市)

盛岡営業所(岩手県滝沢市)

仙台営業所(宮城県名取市)

秋田営業所(秋田県秋田市)

山形営業所(山形県山形市) 郡山営業所(福島県郡山市)

いわき営業所(福島県いわき市)

新潟営業所(新潟市中央区)

長岡営業所(新潟県長岡市)

上越営業所(新潟県上越市)

長野営業所(長野県長野市)

前橋営業所(群馬県前橋市)

宇都宮営業所(栃木県宇都宮市)

水戸営業所(茨城県水戸市)

千葉営業所(千葉市中央区)

埼玉営業所(さいたま市大宮区)

東京支店(千代田区)

日野営業所(東京都日野市)

横浜営業所(横浜市中区)

神奈川営業所(神奈川県厚木市)

甲府営業所(山梨県甲府市)

沼津営業所(静岡県沼津市) 浜松営業所(浜松市東区)

静岡営業所(静岡市駿河区)

安城営業所(愛知県安城市)

三重営業所(三重県四日市市)

岐阜営業所(岐阜県羽島郡岐南町)

金沢営業所(石川県白山市)

富山営業所(富山県富山市)

福井営業所(福井県福井市)

京都営業所(京都府長岡京市)

滋賀営業所(滋賀県守山市)

大阪支店(大阪市中央区)

和歌山営業所(和歌山県和歌山市)

神戸営業所(神戸市中央区)

姫路営業所(兵庫県姫路市) 島根営業所(島根県松江市)

岡山営業所(岡山市中区)

広島営業所(広島市中区)

山口営業所(山口県山口市)

高松営業所(香川県高松市)

高知営業所(高知県高知市)

松山営業所(愛媛県伊予郡砥部町)

福岡営業所(福岡市中央区)

北九州営業所(北九州市小倉南区)

長崎営業所(長崎県長崎市) 能本営業所(能本市東区)

宮崎営業所(宮崎県宮崎市)

工場

石狩工場(北海道石狩市) 石衍工場(北海退石衍印) 仙台工場(宮城県百理郡山元町) 結城工場(茨城県結城市) 岩槻工場(さいたま市岩槻区) 宮崎工場(宮崎県都城市)

東員工場(三重県員弁郡東員町) 京都工場(京都府木津川市) 福岡工場(福岡県鞍手郡鞍手町)

② 子会社

株式会社建販 (千代田区)

NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE (ブラジル連邦共和国

CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. サンパウロ州ヴァルジェン市)

PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL (インドネシア共和国 ジャカルタ市) (タイ王国 サムットプラカーン県) NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.

(7) 使用人の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	部	門	使	用	人	数	前連結会計年	度末比増減
ユニット	ハウス事業				405	(10)	名	3名増	(2名増)
モジュー	ール・システ	ム建築事業			48	(1)	名	17名増	(1名増)
建設機械	 支レンタル事	業			38	(4)	名	5名減	-
2	Ì	計			491	(15)	名	15名増	(3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数 で記載しております。
 - 2. 当連結会計年度よりセグメントの変更を行い、変更後の区分に組み替えて算出してお ります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	415 (15) 名			3名増(3名増)			37. 7歳	Ž				7. 7	7年	

- 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で (注) 記載しております。
 - (8) 主要な借入先の状況(平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成27年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 30,000,000株

② 発行済株式の総数 16,357,214株(自己株式2,470,050株を含む)

③ 株主数 2,500名

④ 大株主(上位10名)

杉	主	名	持株数 (千株)	持株比率(%)
THE	SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND	LINITED	2, 547	18. 34
髙	橋	修	2, 009	14. 46
髙	橋	学	1,000	7. 20
有	限会社エヌ・テー	商会	890	6. 40
有	限会社ダイユウ	商会	751	5. 40
菅	井 賢	志	741	5. 33
株	式 会 社 北 洋 銀	7 行	683	4. 92
株	式会社三菱東京UFJ	銀行	610	4. 39
髙	橋 悦	雄	489	3. 52
髙	橋和	雄	482	3. 47

- (注) 1. 持株比率は自己株式(2,470,050株)を控除して計算しております。
 - 2. 当社は、2,470,050株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

会	社に	おけ	る地位	位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
									株式会社建販代表取締役社長
代	表 取	締	役 社	長	髙	橋		修	PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL 取 締 役
									NAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 取 締 役
専	務	取	締	役	稲	井		正	NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA.副社長
専	務	取	締	役	矢	野	範	行	管 理 本 部 長 兼総 務 部 長
常	務	取	締	役	井	上	俊	範	営 業 本 部 長
常	務	取	締	役	菅	井	賢	志	企 画 室 管 掌
常	務	取	締	役	大	熊	信	好	製造技術本部長
常	務	取	締	役	髙	橋		学	経 理 部 長
取		締		役	久	納	正	義	営業本部部長兼東北ブロック長
取		締		役	Щ	本	敏	朗	営業本部部長兼関東第一ブロック長
常	勤	監	査	役	多	田	俊	雄	
監		査		役	鳥	海	隆	雄	公 認 会 計 士 税 理 士 鳥海公認会計士事務所代表
監		査		役	本	橋	信	隆	公 認 会 計 士 税 理 士 本 橋 信 隆 事 務 所 代 表 マブチモーター株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及 び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 当社は、監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 4. 平成26年6月17日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって、取締役釣谷賢逸氏及 び鈴木順博氏は辞任により退任いたしました。
- 5. 専務取締役稲井正氏は、平成27年6月16日をもって任期満了により退任する予定です。
- 6. 平成26年12月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	会社における地位	新	旧
久 納 正 義	取 締 役	営業本部部長兼東北プロック長	営業本部部長

7. 平成27年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏	. S		名	会社	: 12 :	おけ	トる	地位	新			旧		
稲	井		E	専	務	取	締	役	_	I N CONS	D Ú S STRUÇÔ	DO I TR ĎES MO	I A DDULAI	D E RES
菅	井	賢	志	常	務	取	締	役	NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. 副 社 長	企	画	室	管	掌

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区						分	支給人員(名)	支給額(千円)
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	11 (0)	177, 750 (-)
監 (う	ち	社	查外	監	查	役 役)	3 (2)	20, 650 (5, 000)
合						計	14	198, 400

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 - ・平成27年6月16日開催の第51期定時株主総会において付議いたします役員賞与

取締役 9名 75,000千円 (うち社外取締役 0名)

監査役 3名 7,000千円 (うち社外監査役 2名 1,400千円)

③ 社外役員に関する事項

- イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表で あります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には 特別の関係はありません。
 - ・監査役本橋信隆氏は、公認会計士税理士本橋信隆事務所代表でありま す。当社と公認会計士税理士本橋信隆事務所との間には特別の関係は ありません。
 - ・監査役本橋信隆氏は、マブチモーター株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とマブチモーター株式会社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況

					出席状況及び発言状況
					当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会
監査役	白.	海	[2]	雄	21回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会及び
監重权	局	(坩	性	仏 臣	監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士と
					しての専門的見地から適宜発言を行っております。
					当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会
監査役	*	橋	/⇒	隆	21回のうち21回に出席いたしました。出席した取締役会及び
監重权	4	作前	16	性	監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士と
					しての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

その理由は、当社経営に対して独立した立場から適切に助言と監督をなし得る人物の選定に努めておりましたが、人格・見識に優れるとともに、出身分野における豊富な経験・実績を有する適任者を得るにいたらなかったためであります。

当事業年度においては、本定時株主総会第3号議案の取締役候補者のうち、木之獺幹夫氏を社外取締役として選任する旨を上程しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監查法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額			31百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんの で、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載し ております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査 人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計 監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに つき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査役会は会社法 第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されると きには、解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、以下のとおり決定しております。

以下の基本方針は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月7日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び 監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令改正 に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
 - (2) 上述の活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。 以下同じ。) を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
 - (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
 - (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程 に各文書の種類ごとに定めるところによる。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
 - (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の 基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、 重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。

- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。
- 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
 - (2) 監査室は、当社子会社を含めた当社子会社の内部監査を実施する。
 - (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
 - (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する 事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
 - (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前期に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
 - (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
 - (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底す

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関 する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
 - (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。
- 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行なっております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況 に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず会社的に 対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府 県暴力追放推進センター(以下、「暴追センター」という)、弁護士 等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行なわない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行なったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに取引を解消する。
- (4) 不当要求を防止するために、役員ならびに管理職及び拠点責任者は、 反社会的勢力とは不適切な交際を行なわない。万一、反社会的勢力と

は知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに所定の方法により通報する。

- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員 もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽 するための裏取引は絶対に行なわない。また、反社会的勢力への資金 提供は私的にも絶対に行なわない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・ 蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	16, 189	流動負債	4, 352
現金及び預金	6, 154	買 掛 金	1,659
受取手形及び売掛金	7, 422	未 払 金	158
商品及び製品	1,846	未払法人税等	966
仕 掛 品	75	賞 与 引 当 金	221
原材料及び貯蔵品	284	役員賞与引当金	82
繰延税金資産	155	工事損失引当金	2
そ の 他	258	資産除去債務	11
貸 倒 引 当 金	$\triangle 6$	そ の 他	1, 249
固定資産	20, 362	固 定 負 債	178
有形固定資産	19, 326	長期 未払金	41
貸 与 資 産	10, 806	退職給付に係る負債	2
建物及び構築物	1,699	資産除去債務	56
土 地	6, 479	そ の 他	78
建設仮勘定	9	負 債 合 計	4, 531
その他	332	純 資 産	の 部
無形固定資産	114	株主資本	31, 978
投資その他の資産	921	資本 金資本 金	2, 855 4, 586
投資有価証券	282	利益剰余金	27, 231
敷金及び保証金	512	自己株式	△2, 695
退職給付に係る資産	14	その他の包括利益累計額	43
操延税金資産	94	その他有価証券評価差額金	72
その他	19	為替換算調整勘定	∆29
貸倒引当金	∆2	純 資 産 合 計	32, 021
資 産 合 計	36, 552	負債純資産合計	36, 552

連結損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

			科					目			金	類
売	;			1	:			高				24, 521
売	,		上	:	原			価				14, 037
	륫	Ē		上	糸	総	;	利		益		10, 483
販	. 赤	Ē Š	費及	、び	一 般	管	理	費				6, 712
	営	Ś		当	Ě		利			益		3, 771
漟	•		業	タ	,	収	;	益				
	3	Ž,		耳	Ż		利			息	4	
	3	Ž		取	酉	5		当		金	4	
	3			取	售	削	i	31		料	7	
	3	Ž		取	Í	重		貨		料	51	
	郬		5	Ž	関	連		収		益	4	
	1			J	\		割			引	93	
	Ż	\$		春			差			益	39	
	杂	隹			1	又				入	28	234
崖	•		業	タ	 	費		用				
	7		な	卸	資	産	処		<i>जे</i>	損	0	
	틕		務	戸			転	費	,	用	25	
	杂				ŧ	員				失	1	27
	糸	Ž		Ä			利			益		3, 977
特			別		利			益				
	Ē		定				売	封		益	3	
١	Ē	1	定	資			受	贈		益	176	179
特		_	別		損			失				
			定			É	処	分		損	62	100
	源		**	∄ =m		, de	損	/-b-	T.1	失	61	123
	税	金		調	整前		期	純	利	益		4, 033
	法	人	税	、 É		税及			業	税	1,689	
	法	nte i	人	税	等		調	整		額	64	1, 754
	-	数	株主		益調				利	益		2, 279
	当		-	期	純		₹	ij		益		2, 279

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

					株	主 資	本	
			資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期	首 残	高		2, 855	4, 586	25, 275	△2, 613	30, 104
会計方針の変更し	こよる累積的影	/響額				24		24
会計方針の変更を	反映した当期で	首残高		2, 855	4, 586	25, 300	△2, 613	30, 129
当 期	変 動	額						
剰 余 金	: の配	当				△347		△347
当 期	純 利	益				2, 279		2, 279
自己株	式 の 取	得					△82	△82
株 主 資 本 』 当 期 変 動	以外の項」額(純	目 の額)						
当 期 変	動 額 合	計		_	_	1, 931	△82	1, 848
当 期	末残	高		2, 855	4, 586	27, 231	△2, 695	31, 978

	その他の包括利益累計額									
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘 定	そ の 他 の 包 括 額 合 計	純 資 産 計						
当 期 首 残 高	66	0	66	30, 171						
会計方針の変更による累積的影響額				24						
会計方針の変更を反映した当期首残高	66	0	66	30, 195						
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				△347						
当 期 純 利 益				2, 279						
自己株式の取得				△82						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	6	△29	△23	△23						
当期変動額合計	6	△29	△23	1, 825						
当 期 末 残 高	72	△29	43	32, 021						

連結注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 4 社

・主要な連結子会社の名称 株式会社建販

NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUCÕES

MODULARES LTDA.

PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL

NAGAWA (THATLAND) CO., LTD.

② 非連結子会社の状況 非連結子会社はありません。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

0 社

- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・主要な会社等の名称 株式会社ホクイー

・持分法を適用していない理由 関連会社株式会社ホクイーは、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼ

す影響が軽徴であり、かつ全体としても重要性がない ため当該会社に対する投資については持分法を適用せ

ず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA.、PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL及びNAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、 1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部

純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・商品・製品・仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用して

おります。

・原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用し

ております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属 設備を除く)及び貸与資産のうち貸与ハウスについて は、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

貸与資産 5~7年

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

ハ. 少額減価償却資産(リース資産を除く)

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産につ

いては、3年間で均等償却しております。

ニ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

口, 當与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 工事損失引当金

当社の受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他の丁事

丁事完成基準

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- ハ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、 期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に一括して費 用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

二. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為 替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均 相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部にお ける為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上 しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに 従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う 影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が38百万円減少し、利益剰余金が24 百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期 純利益に与える影響は軽微であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

25,730百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,357千株	-千株	-千株	16,357千株

- (2) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

平成26年6月17日開催の第50期定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 347百万円・1株当たり配当額 25円

 ・基準日
 平成26年3月31日

 ・効力発生日
 平成26年6月18日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの 平成27年6月16日開催の第51期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類 普通株式・配当金の総額 555百万円・1株当たり配当額 40円

・基準日 平成27年3月31日 ・効力発生日 平成27年6月17日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達する方 針としております。一時的な金資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、 市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、翌月末日の支払期日であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ、信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業業務管理規程に従い、営業債権について、各事業所及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務管理規程に準じて、同様の管理を行っております。満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況 等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との 関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

40 / 04 C / 0 ((
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	6,154百万円	6,154百万円	- 百万円
受取手形及び売掛金	7, 422	7, 422	_
投資有価証券	228	229	1
資産計	13, 805	13, 806	1
買掛金	1, 659	1, 659	_
負債計	1, 659	1, 659	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	54百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	6,154百万円	一百万円	一百万円	一百万円
受取手形及び売掛金	7, 422	_	_	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	_	_	34	-
(2) 社債	_	_	_	_
その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券(社債)	_	_	_	-
(2) その他	_	_	_	_
合計	13, 577	_	34	_

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
 - 主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	68百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
その他増減額 (△は減少)	- 百万円
期末残高	68百万円

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	土地	北海道札幌市
遊休資産	土地	北海道伊達市

当社グループは、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各 ブロックを基本単位にグルーピングを行っており、遊休資産及び賃貸等不動産については個別 資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した 資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(61百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は土地61百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の 算定方法は、不動産鑑定評価額等により評価しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、会社計算規則第110条第1項の規定により記載を 省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益金額

2,305円83銭

163円88銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	15, 295	流動負債	4, 290
現金及び預金	5, 387	買 掛 金	1, 646
受 取 手 形	2, 975	未 払 金	152
電子記録債権売掛金	499 3, 920	未 払 費 用	90
商品及び製品	1, 796	未払法人税等	966
性 掛 品	72	未払消費税等	213
原材料及び貯蔵品	252	前 受 金	871
前 渡 金	44	預り金	36
前払費用	104	賞与引当金	216
操延税金資産	153	役員賞与引当金	82
そ の 他 貸 倒 引 当 金	96 △7	工事損失引当金	2
	21, 086	資産除去債務	11
	19, 255	その 他	0
貸 与 資 産	10, 806	固定負債	176
建物	1, 425	長期未払金	41
構築物	261	資産除去債務	56
機械及び装置	75	21 <u> </u>	
車 輛 運 搬 具 工具、器具及び備品	58 139	その他	78
土 ・ 地	6, 479	負 債 合 計	4, 466
建設仮勘定	9	純 資 産	の 部
無形固定資産	111	株主資本	31, 843
借 地 権	20	資 本 金	2, 855
電話加入権	16	資 本 剰 余 金	4, 586
ソフトウエア	74	資 本 準 備 金	4, 586
投資その他の資産 投資有価証券	1, 720 273	その他資本剰余金	0
関係会社株式	141	利益剰余金	27, 096
出資金	1	利益準備金	713
関係会社長期貸付金	830	その他利益剰余金	26, 382
破産更生債権等	2	別 途 積 立 金	22, 700
長期前払費用	10	繰越利益剰余金	3, 682
繰延税金資産	241	自 己 株 式	△2, 695
敷金及び保証金前払年金費用	509	評価・換算差額等	72
前払年金費用	14	その他有価証券評価差額金	72
貸倒引当金	△310	純 資 産 合 計	31, 915
資 産 合 計	36, 382	負債純資産合計	36, 382

損益計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

		科						目		金	額
売				上			高				24, 221
売			上		原		価				13, 778
	売		١	Ł	総		利		益		10, 442
販	売	費	及	びー	- 般	管 理	費				6, 456
	営			業		利			益		3, 986
営		業		外	4)	Z	益				
	受			取		利			息	5	
	受		耳	文	配		当		金	38	
	受		耳	文	割		引		料	7	
	受		耳	文	賃		貸		料	58	
	譲		受		関	連	1	仅	益	4	
	仕			入		割			引	93	
	雑				収				入	26	236
営		業		外	婁	ŧ	用				
	た	な	2	卸		産	処	分	損	0	
	貸	侄	ij	引	当	金	幧	入	額	222	
	事	7	務	所	移	転		費	用	25	
	雑				損				失	0	249
	経			常		利			益		3, 972
特			別		利		益				
	古		定	資	産	売		却	益	3	
	固		定	資	産	受		贈	益	176	179
特			別		損		失				
	固		定	資	産	処		分	損	62	
	関	係	설		上 株	式	評	価	損	15	
	減			損		損			失	61	139
	兑	引		-		钥 糸		利	益		4, 012
		人称	-	住	民 税		C,	事業	税	1, 688	
	去	人		税	等	調		整	額	△47	1, 640
1	当 <u></u>		期		純		利		益		2, 371

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

				株	主	資	本			
		資	本 剰 余	金	利	」 益 乗	1 余	金		
	資本金		7. 10 lik	資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
	具干型	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本利示室 合 計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		合 計
当期首残高	2, 855	4, 586	0	4, 586	713	21,000	3, 333	25, 047	△2, 613	29, 876
会計方針の変更に よる累積的影響額							24	24		24
会計方針の変更を反 映した当期首残高	2, 855	4, 586	0	4, 586	713	21,000	3, 358	25, 072	△2, 613	29, 901
当期変動額										
別途積立金 の 積 立						1, 700	△1,700	_		-
剰余金の配当							△347	△347		△347
当期純利益							2, 371	2, 371		2, 371
自己株式の取得									△82	△82
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										
当期変動額合計	_	_	_	_	_	1,700	324	2, 024	△82	1, 941
当期末残高	2, 855	4, 586	0	4, 586	713	22, 700	3, 682	27, 096	△2, 695	31, 843

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	66	66	29, 942
会計方針の変更に よる累積的影響額			24
会計方針の変更を反 映した当期首残高	66	66	29, 967
当期変動額			
別途積立金 の 積 立			_
剰余金の配当			△347
当期純利益			2, 371
自己株式の取得			△82
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	6	6	6
当期変動額合計	6	6	1, 948
当期末残高	72	72	31, 915

個別注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部

純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より 算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用して

おります。

ロ. 原材料・貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属 設備を除く)及び貸与資産のうち貸与ハウスについて は、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

貸与資産

5~7年

建物

15~38年

② 無形固定資産及び長期前払費用 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

③ 少額減価償却資産 (リース資産を除く)

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

④ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につい

ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額

を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額

のうち当事業年度に負担すべき費用を見積り計上して

おります。

③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見

込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ

る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し

ております。

過去勤務費用は、発生した期に一括して費用として処

理しております。

数理計算上の差異は、発生した期に一括して費用とし

て処理しております。

⑤ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度

末受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その 金額を合理的に見積もることができる工事について、

損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに 従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響 額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が38百万円減少し、繰越利益剰余金が24百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

25.700百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権

5百万円

② 短期金銭債務

7百万円

5 指益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

11百万円

② 仕入高

35百万円

③ 営業取引以外の取引高

48百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式(注)	2,441千株	28千株	-千株	2,470千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、取締役会決議による自己株式の取得による 増加27千株、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産 (流動)

賞与引当金	71百万円
未払事業税	63百万円
未払社会保険料	12百万円
その他	6百万円
計	153百万円
繰延税金資産 (固定)	
貸倒引当金	100百万円
未払役員退職慰労金	13百万円
有価証券評価損	99百万円
会員権評価損	0百万円
未払修繕費	2百万円
資産除去債務	18百万円
減損損失	50百万円
その他	1百万円
計	
繰延税金負債(固定)	
前払年金費用	△4百万円
その他有価証券評価差額	△34百万円
資産除去費用	△5百万円
計	△44百万円
繰延税金資産の純額	395百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は33百万円減少し、法人税等調整額が36百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、それぞれ増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しく、契約一件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去 債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	68百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1百万円
その他増減額 (△は減少)	一百万円
期末残高	68百万円

10. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	土地	北海道札幌市
遊休資産	土地	北海道伊達市

当社は、事業用資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各ブロックを基本単位にグルーピングを行っており、遊休資産及び賃貸等不動産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産 グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(61百万円)として特 別損失に計上しました。その内訳は土地61百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額の 算定方法は、不動産鑑定評価額等により評価しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

	LXU BEA										
種 類	会社等の名称又 は 氏 名	資本金 以資 (百万円)	事業の 内 と な職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
						ユニットハウ スの販売・レン タル	0	_	_		
						建設機械・自動 車整備、板金の 仕入	29	買掛金及 び未払金	6		
子会社	株式会社	120	建設機械・ 自動車整備	所有	建設機械・ 自動車整備 及び板金の	事務所賃貸 料の受取	6	前受金	0		
丁云江	建販	120	及び板金	直接100.0	仕 入 役員の兼任	システム利 用料の受取	0	ı	ı		
						事務数料		事務受託手 数料の受取	1	_	_
							_	_	立替金	0	
子会社	NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE	132	仮ト生及ニュウの売ュウの売ュウの売ュウの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	トハウスの 生産・販売	トハウスの 生産・販売	所有	役員の兼任	運転資金の 貸付	330	関係会社長期 貸 付 金	570
1 77	CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA.	132		直接 99.9	校員の兼任	利息の受取	2	I	I		
			仮設ユニッ トハウスの			運転資金の 貸付	45	関係会社長期 貸 付 金	125		
子会社	PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL	23	生産・販売 及び仮設ユ ニットハウ	所有 直接 66.0	役員の兼任	利息の受取	0		-		
			ス原材料の 輸出入業務			_	-	立替金	1		
			仮設ユニッ トハウスの			運転資金の 貸付	35	関係会社長期 貸 付 金	135		
子会社	NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.	25	生産・販売 及び仮設ユ ニットハウ	所有 直接 49.0	役員の兼任	利息の受取	1		_		
			ス原材料の 輸出入業務			_	_	立替金	2		

種 類	会社等の名称又 は 氏 名	資本は金出金 日 (百万円)	事 業 の容業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社	19	運送取扱業 及び石油製	所有 直接 47.4	燃料の購入 役員の兼任	敷鉄板等の レンタル	11	受取手形	0
会社	ホクイー	19	品の販売・ 設備工事等	直接 47.4	役員の兼任	ガソリン・軽油 等の購入	5	買掛金	0

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針 いずれの取引も、当社と関連を有しない他社との取引と同様の条件によっております。
 - 3. 子会社の貸付については、以下の通り、引当金を計上しております。 貸倒引当金繰入額222百万円、貸倒引当金残高308百万円

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益金額

2,298円24銭 170円54銭

13. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社ナガワ 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書 類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

株式会社ナガワ 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 出 口 賢 二 即 指定有限責任社員 公認会計士 清 水 芳 彦 即 業 務 執 行 社 員 公認会計士 清 水 芳 彦 即

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について 監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚 偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適 用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計 算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の 交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方 法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について 検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び、取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

株式会社ナガワ 監査役会 常勤監査役 多 田 俊 雄 卵 社外監査役 鳥 海 隆 雄 卵 社外監査役 本 橋 信 隆 卵

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案した上で、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、概ね『総還元性 向※』30%以上を目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還 元を行ってまいります。

なお、第51期の期末配当につきましては、安定配当の維持を基本としながら、 今後の事業展開等を勘案して以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - ① 配当財産の種類 金銭といたします。
 - ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金40円(普通配当25円、特別配当15円)といた したいと存じます。

なお、この場合の配当総額は555,486,560円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月17日といたしたいと存じます。
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその金額

別涂積立金 1,800,000,000円

減少する剰余金の項目とその金額

繰越利益剰余金 1,800,000,000円

※総還元性向:純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率 なお、第51期の総還元性向は28.0%となっております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、平成26年12月より今後の業務拡大に対応し、経営効率向上のため、本社機能を東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区に変更するものであります。

また、これに伴い、地震等の自然災害や不測の事故に備え、株主総会の 開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第 15条(招集地)を削除し、現行定款第16条以下を1条ずつ繰り上げるもの であります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を <u>北海道伊達市</u>	第3条 当会社は、本店を <u>東京都千代田</u>
に置く。	<u>区</u> に置く。
<u>(招集地)</u> 第15条 株主総会は、埼玉県さいたま市 において招集する。	(削除)
第 <u>16</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条~第 <u>41</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役10名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員(9名)が任期満了となります。 つきましては、取締役10名(うち社外取締役1名)の選任をお願いするもので あります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	まりが 名 氏 年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有す るの株式 数
1	高橋 修 (昭和37年6月24日生)	昭和60年4月 富士通株式会社入社 昭和63年1月 当社入社 平成7年4月 企画室課長 平成10年4月 製造部次長兼企画室次長 平成10年6月 取締役第一営業本部長兼営業開 発部管掌 平成13年6月 專務取締役第一営業本部長兼営業開発部管掌 平成14年4月 專務取締役第一営業本部長 平成16年3月 株式会社建販代表取締役社長 (現任) 平成16年6月 代表取締役社長管理本部管掌 平成20年6月 代表取締役社長(現任) 平成24年6月 PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL代表取締役社長 平成26年4月 PT. NAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 代表 取締役社長 平成26年4月 PT. NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 (現任) NAGAWA (THAILAND) CO., LTD. 財務役 (現任)	2,009,040株

候補者番 号	ぎりが発 氏 名 (生年月日)		における地位および担当な 兼職の状況)	所 有 社 社 の 数
2	失 野 範 行 (昭和34年2月4日生)	昭和57年4月 昭和61年10月 平成9年6月 平成12年7月 平成13年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成20年6月	同和鉱業株式会社入社 当社入社 経理部長兼企画室部長 総務部長兼企画室部長 取締役総務部長兼企画室部長 取締役総務部長 兼企画室部長 取締役総務部長 兼企画室部長 常務取締役管理本部長兼総務部 長 常務取締役管理本部長兼総務部 長 専務取締役管理本部長兼総務部 長 傳務取締役管理本部長兼総務部 長 (現任)	42,000株
3	いの うえ とし のり 井 上 俊 範 (昭和37年8月9日生)	平成20年6月 平成22年4月 平成23年4月	大和工商リース株式会社(現大和リース株式会社)入社当社入社営業開発部次長営業本部次長製造本部長取締役製造本部長取締役製造技術本部長取締役営業本部長	4,000株

候補者番 号	まりが発 氏 年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 社 社 式 数
4	***	昭和62年4月 NOK株式会社入社 平成5年4月 当社入社 平成15年4月 埼玉営業所所長 平成17年4月 企画室部長 平成17年6月 取締役企画室部長 平成18年6月 取締役経理部長 平成23年6月 常務取締役経理部長 平成24年10月 常務取締役企画室部長兼海外準備室長 平成26年4月 常務取締役企画室管掌 平成27年4月 常務取締役(現任) NAGAWA DO BRASIL INDÚSTRIA DE CONSTRUÇÕES MODULARES LTDA. 副社長 (現任)	741,000株
5	**** 〈* のぎ よし 大 熊 信 好 (昭和34年2月12日生)	昭和56年4月 株式会社ヤマコ入社 田和63年11月	6,100株

候補者番 号	が 名 氏 年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所るの 数 数
6	たか は	平成 2 年 3 月 当社入社 平成13年 3 月 俱知安営業所所長 平成15年11月 第二営業本部部長 平成16年 6 月 取締役第二営業本部長 平成19年 4 月 常務取締役営業本部副本部長 平成20年 4 月 常務取締役営業本部北海道支社 長 平成22年 4 月 常務取締役企画室部長 平成23年 4 月 常務取締役企画室部長兼海外準備室長 平成24年10月 常務取締役経理部長(現任)	
7	久 納 正 義 (昭和36年3月17日生)	昭和58年4月 三協フロンテア株式会社入社 平成19年1月 当社入社 平成20年4月 営業本部中部ブロック長 平成22年7月 営業本部部長兼中部ブロック長 平成23年4月 営業本部部長 平成23年6月 取締役営業本部部長 平成26年12月 取締役営業本部部長兼東北ブロック長(現任)	2, 300株
8	やま もと とし ろう 山 本 敏 朗 (昭和33年11月3日生)	昭和57年4月 三協フロンテア株式会社入社 平成19年4月 当社入社 平成20年4月 営業本部九州ブロック長 平成23年4月 営業本部関東第一ブロック長 平成26年6月 取締役営業本部部長兼関東第一 ブロック長(現任)	700株
9	※ 新 村 売 (昭和50年4月4日生)	平成10年4月 当社入社 平成21年4月 企画室課長 平成23年4月 企画室兼海外準備室課長 平成26年4月 企画室長兼海外事業推進室長 (現任)	200株

候補者番 号	が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有す る当社 の株式 数
10	※ 未之瀬 葬 夫 (昭和35年12月18日生)	平成7年5月 第二東京弁護士会入会 鈴木・和田法律事務所入所 平成13年4月 鈴木・和田・木之瀬法律事務所 設立 平成22年12月 鈴木綜合法律事務所代表弁護士 (現任) 平成27年4月 関東弁護士会連合会理事就任 (現任)	_

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 木之瀨幹夫氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 木之瀬幹夫氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に経営に関与したことはありませんが弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 5. 木之瀨幹夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額82,000,000円(取締役分75,000,000円、監査役分7,000,000円)を支給することといたしたいと存じます。その按分等につきましては、取締役分については取締役会に、監査役分につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

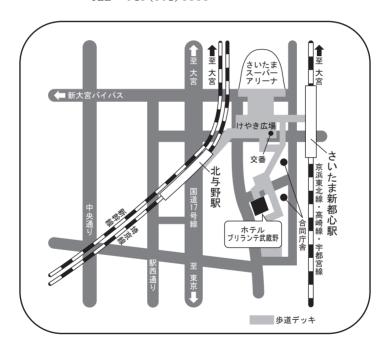
አ	モ

አ	モ

¥	モ

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2ホテルブリランテ武蔵野 2階 エメラルドCTEL 048(601)5555



最寄駅 JRさいたま新都心駅 (駅より徒歩5分)